

2019年5月1日の改元および10連休に関するお取引上の留意点について

天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴い、2019年4月27日から5月6日までが10連休となるほか、同年5月1日に改元が行われます。

つきましては、これらに関して、ご留意頂きたい点を取りまとめましたので、ご確認をお願いいたします。

1. 10連休に伴う取扱い**(1) 窓口の営業について**

4月27日から5月6日は休日により、窓口をお休みさせていただきます。また、連休前後は、窓口が混み合うことが予想されますので、必要となるお手続きにつきましては、連休前にお早めをお願いいたします。

(2) 連休中のATMのご利用について

連休中も継続的にATMをご利用いただけますが、現金が足りなくなり稼働を停止するATMがごできる可能性もありますので、連休中に必要な現金につきましては、なるべく連休前にご準備くださいますようお願いいたします。

(3) 振込みのお取扱いについて

- ・4月26日および5月7日の振込みは、電文の集中により、相手金融機関への到達が、通常より遅延する可能性がありますので、お早めのご対応をお願いいたします。
- ・10連休中の振込みは、予約扱いとなり、5月7日以降の発信となります。なお、受け取りにつきましては、原則として、即時にご入金いたします。

(4) 口座引落とし日、返済日等の変更

- ・10連休中に口座振替日が設定されている場合、口座からの引落日は翌営業日（5月7日）扱いとなりますので、予め必要な資金の口座へのご入金をお願いいたします。
- ・融資取引に係る返済日が10連休中に設定されている場合は、当金庫との契約内容に従い、前営業日（4月26日）扱いまたは翌営業日（5月7日）扱いとなりますので、利息の取扱い等を含め契約内容をご確認ください。

(5) 各種データ、源泉所得税等の早持込みのお願い

給与振込や口座振替請求等の依頼につきましては、通常持込を依頼している日付が連休中または連休直後となる場合、持込期限が通常よりも早くなる可能性がありますので早めのお持込みをお願いいたします。

2. 改元に伴う対応**(1) 手形・小切手の取扱い**

- ・改元後における「平成」表記の手形・小切手用紙のご利用について
「平成」表記の手形・小切手用紙は改元後（2019年5月1日以降）もご利用いただけます。
「平成」表記の手形・小切手用紙を改元後も使用する際には、「平成」の文字を新元号に修正いただくことが考えられますが、新元号表記への修正や訂正印がない場合でも、金融機関はこれを新元号によるものと読み替えて取り扱うため、不渡となることはありません。
- ・改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点
改元前に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日が改元日以降であっても「平成」表記で記載することで問題ありません。なお、新元号発表から改元までの間（2019年4月1日～2019年4月30日）に手形を振り出す際に、改元日以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも新元号表記に修正いただいてもどちらでも構いません。
- ・元年表示について
手形・小切手の新元号の表示方法は、「(新元号) 元年×月×日」、「(新元号) 1年×月×日」のどちらでも差し支えありません。

(2) 各種帳票類に関する取扱い

お客さまに記入いただく申込書や当金庫が発行する明細等の各種帳票類において、元号を使用している場合があります。当金庫においては、新元号が公表され次第、順次、各種帳票類の差替作業を進めさせていただきますが、状況によっては改元日には間に合わず、5月1日以降も引き続き「平成」表記の帳票をご利用いただく場合がございますので予めご了承ください。